

第2回 地域まちづくりミニ講座

■住み良いまちのルールづくり

行政は、都市が健全に発展し、秩序ある整備を行えるようルール（法律）を制定して、広域的な視点でまちづくりをしています。しかしそのルールは全国一律に最低限の規制をしているため、実際には地域の実情にあわない建物ができると、たびたび近隣とのトラブルが発生してしまうことがあります。

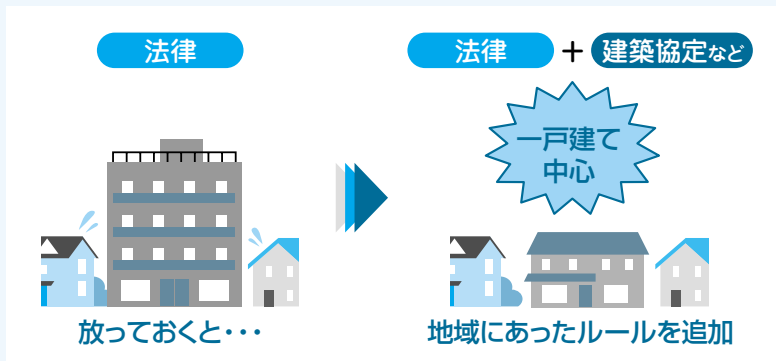


緑豊かで、閑静な
住宅街を守りたい

トラブルを未然に防ぎ、良好な街並みを維持するためには、どうすればいいのでしょうか？

■地域にあったルールを考えよう

ひとつの方法は「問題が起きる前に、自分たちでルールをつくる」ことです。その土地の権利を持つ人を含めた地域の皆さんで話し合い、現行の法制度に上乗せして**地域にあった自主的なルール**（「建築協定」や「地区計画」など）をつくることができます。では「自分たちでつくるルール」には、どのようなものがあるのでしょうか。詳しくは次回以降でご紹介します。



【問合せ】 企画調整係まちのルールづくり相談コーナー（☎930-2217 /
FAX 930-2209 ✉md-machirule@city.yokohama.jp）